

間にて買取可申事」「屑系は糸屋町二番會所へ賣渡可申事」といふのがあり、又取引方定の中にも押箔金糸屋仲ケ間應對通とあつて、絲關係の條項の多いのを見ても、單に織物製品の仲買方のみに關するものでないことは一見明白である。この點は注意せられなかつたが爲に、すべての解釋が餘に想像に過ぎて其處に無理があるやうに思ふ。尙ほ(ホ)の端銀五分仕掛の解釋も吾人は首肯すること

が出来ぬが。此等を詳しく辨明する日には撰糸仲買仲間並に兩糸仲買仲間の取引の沿革にも遡つて論及せねばならぬ、従つて長文に渉る處もあるから以下は姑く省略に従つて、更に他日を期することとする。只吳々も吾人は『西陲研究』の著者とは解釋の出發點から大に相違する所があることを一言して茲處に筆を擱くものである。

## ソフィストと其の時代(下)

文學士 原 隨 園

### 五 自然状態と正義—歴史哲學的立場より

ヘロドトスを始め、當時少し降つて四世紀の地

誌家は未開民族に就いて極めて興味ある記述を試みて居る。そして是等未開民族を社會的平等や、經濟的正義の實行されたるものとして賞揚して居

る。(1) 文化に浴せざる自然人への禮讚である。

一方に於てヘシオドスは、クロノスの時代を以て理想的な状態となし、悲哀もなく勞働の苦しみもない。豊饒であつて充足し、家畜も多い、平安寧であつて神に祝福された時代だと想像した。

それが末世に及ぶに従つて墮落腐敗すると考へた。(2) 此の歐洲文學最初の理想國物語は後世まで理想國回想の泉となり、クロニアといふ祭を行つてその日は奴隸にも平等を興へたと傳へられる。(3)

ヌクラデノスやクラテスを始め、喜劇の作者は屢々無爲にして化する如き、物質的にも充分なると同時に、精神的にも安樂なる樂園を唱つたのである。(4)

かくの如く、架空の樂園や人爲を加えざる自然の樂園に人々が久しく憧れて居たから、先きの述べた如き歴史家や地誌家によつて示された、未開

民族の理想化されたる記述は之と相結合して文化の染みない、自然状態こそ、より幸福な、より平和な、世界であつて、而もその理想の實現は、理想的な未開人の實在から推して、必ずしも不可能ならずと考ふるに到つた。而してその方法は、あらゆる人爲を斷ち、自然の状態に復歸するにありとする。斯に、自然への復歸、人爲の離脱が叫ばれて來た。

更に一方に於て歴史事件の進行に就いて各種の觀念が存在する。その中には

1、人間の歴史は益々向上するとす者

2、反對に歴史は彌々墮落し行くと見做す者

とがある。此の二つの思想は、他の、輪廻の思想や、歴史流動の思想などは異なつて、特に歴史の出發點を考慮する必要が伴つて來る。即ち現状が向上の相にあるか、墮落の姿にあるかといふ事は、或時代を起點として比較さるゝ見方であるが

故である。殊に人類の原始状態が、最も普通なる  
出發點でなければならぬ。

之がために、歴史哲學の此の二つの立場は、自  
ら、自然状態への論争に觸れる事になつた。一部  
の人々が憧憬せる世界に就いて、即ち、自然状態  
最も原始的な社會形態について、それが如何なる  
ものであつたかといふ論争に導かれた。そして、  
それ／＼異つた解釋を施す様にならざるをえなか  
つた。人爲を離るゝが是が、自然状態は非か。二  
つの立場は二つの相納れぬ回答を齎した。

此の自然状態に關する二つの立場は、従つて又  
人間の法の意味について、惹いては正義の意味に  
ついて、異つた解釋をとらなければならなくなる。  
何故なら、自然状態からの解放は、人間の秩序の  
發生であるから。即ち人間の法の發生を意味する  
からであり、従つて又人間の法の定むる徳—正義  
が考へられねばならなくなるから。

一、(A)ヘシオドスの「五時代」の思想は、即ち  
第二の歴史哲學的立場に立脚する。クロノスの時  
代より漸時墮落し來り第五の鐵の時代に入る。此  
の時代には「手による正義」(chirodike)即ち強者  
の權が行はれ(5)羞恥又は自尊心(aidos)も義憤  
(Nemesis)も、その美しき姿を白き衣に裹んで、地  
の公道から人間を見捨て去り不死の神の所に赴  
く。人間の世には若き悲しみのみが殘されて、惡  
を防ぐよすがもないと言はれる。(6)

之によれば、義憤と羞恥との消失によつて、自  
然の掟は神の許に歸し、此の世界からは秩序が廢  
滅するのである。強者の權は自然の掟の廢棄され  
たる間隙から發生する。人々が平和安寧のクロノ  
ス時代を再現するためには、強者の權、即ち人の  
私を捨てて、自然の掟に歸らなければならぬとい  
ふ。

此の立場は、強者の權利は、自然に戻るが故に

不法不正なりとするのであつて、換言すれば、自然を秩序あるものとするのである。

一、(B)之に對して、カリクレスは、自然状態には强者の權利が行はれると説いた。謂ふ所の自然状態が果して動物の様な亂離な状態なりや否やについては知る所がない。けれどもも不平等の世態弱肉強食の亂脈(?)は想定されて居る。而して此の不平等の世態を惡と見ずして、善と肯定して居る。(强者の權についてはヘシオドスとは全く相反する見解である)。强者の權利こそはカリクレスによれば自然の掟なのである。之に従ふのが正しい。法は弱者が强者を制するために設けたものであつて、自然の掟に背戾するものである。換言すれば人爲の法に従はぬ事 *against* が正しいといふのである。

强者の權利については兩説は正反對であるが、それにも關らず自然の状態に合法性を認むる點に

於て一致する。自然の状態には世界秩序、自然の掟が存在する筈である。自然を是とし人爲を非とする立場に立つに於ては共に等しい。

二、歴史進行を向上發展に在りとするものは、必然的に自然の状態を極めて野蠻未開の状態となし、或は之を動物の状態に比する者もある。兎もあれ、プロタゴラスの説と考へられるプロメテウス神話の如きは此の型に屬する。プラトンも洪水以後の人類發達を説き、アリストテレスは自然状態における人類は現在の馬鹿者以上の程度ではなかつたらうといつて居る。(ヘ)

是等の思想に於ては、現代は少くとも亂離の自然状態よりの解放であり發展であると觀する。その解放はプロタゴラスの如く神慮に出づとするものあり、プラトンの如く自己自存の要求によるものあり、或は個人、賢者の力に歸する者もある。いづれにもせよ、自然状態よりの解放は秩序の成

立を豫想する。秩序の成立が自然よりの解脱であるから、法の違犯は自然への逆轉である。

彼等は自然状態の反合理的なる事を豫想する。

之を要するに、歴史の進行を墮落の相に於て觀する者は、自然状態の合法性を認める。従つて自然の法に従ふ事、時には、人爲の法を破るを以て正義なりとする。自然に歸るを以て理想とする。

歴史の進行を向上の相に於て觀する者は、自然状態の合法性を否定し、人爲法に従ふを以て正義となす者である。

此の對立する二つの解釋は、近世初期におけるホッブス (Leviathan) シロント (On the civil government) との對照を類推せしむるものがある。等しく自然状態より立論するのであるが、異なつた歴史哲學は、法について相反する結論を産み出したのであつた。而して、ロツクの契約說とソフィストの政治學說との偶然なる共通は、此の歴史哲學

的立場の一致によつて明瞭に理解され、その差違點こそ時代の差異にも歸せしめる事が出來よう。

更に近世の啓蒙家が、歴史と傳統との偏執を離れ、事物を本然の姿に於て理解せんがために、殊更に自然状態への反省を行つたものであるとするならば、古代の啓蒙家についても同様の事が認められなければなるまい。自分は先きに、二つの特殊なる歴史觀は、出發點を考察するの必然より、自然状態の論争にも入るべき筈であるが偶々考へられた自然状態への憧憬と結合したと解釋した。然しプロタゴラスが特に自然状態の神話より正義の説明を企てた事は實は傳統的先入觀念を離れて本然の姿に於て之をみんなの深き慮であつたと解釋される。吾々はソフィストの思索態度の理解の爲には、冗漫なりし自然状態よりの考察も、不必要でなかつた事を思ふ者である。

更に此の態度は四世紀以後の理想國家論に甚だ

偉大なる影響を與へたと思はれる。即ち一方に於て彼等が自然狀態より立論した態度は、スバルタ或はクレテ、或はアテナイに於て、それ／＼の原始的過去に理想を託して記述したるものを輩出せしめた。又他方に於ては彼等の思索態度の根本精神に則り歴史を離れ、全然理智的に理想國を創作するものを出して居るからである。

さて國法に關する論争の凡てが、たとひかゝる歴史哲學的立脚地より出發しないとしても、自然法の肯定と、人爲法の肯定との兩派は結局此の視點にまで還元され得る。かく觀じ來れば、プラトンが正邪の區別を無視せんとすると言へるソフィスト評は不當である事が明かである。何故ならば人各々の人世觀より出發せる所の幾多の正義觀の唯、一面にのみ立つ所の批評に過ぎないのであるから。

殊にプロタゴラスの如き社會觀、神によつて自

然狀態より脱却したとなす者に於ては、個人の平等は認むるとはいへ、政治社會は自然狀態よりの離脱となすが故に、直接には決して國法否定には立ち到らない筈である。恐らく、

國家は又人々には法律を學ぶ事を強制し、各人の想像のまに／＼委ぬる事なく、彼等の定めたる模範に従つて生活する事を強制する。(8)

といふ思想も持ち得たであらう。プロタゴラスは他のソフィストよりも寧ろソクラテス、プラトンの傾向に於いて分類さるべく考へられる。

然し乍らカリクレスなどの如く、ソフィストは大體に於て、プロタゴラスとは反對に、人爲法否定の觀點に立ち、自然を承認しようとする事は前節にのべた。然らば法とは如何に考へられたか。之が次の問題である。

1. Pöhlmann, Geschichte der Sozialen Fragen u. des Sozialismus in der. antiken Welt. I. S. 91—Kohle, Der

- griechische Roman C. H. Strabo, VII 3, 9, p. 302.  
 Herodot. IV, 104. 2. Hesiodos, Erga 106—120.  
 5. Meyer, Kleine Schriften II. Hesiods Erga u. d. Gedicht v. d. 5 Menschengeschlechtern S. 39.——Politik, Sozial Frage, I, 304, A. 3. 7. 1 Des romantische Element in Kommunismus u. Sozialismus der griechen (Ulist, Zeitschrift ba, 71.) 7. Die Anfänge des Sozialismus in Europa. (H. Zeitschrift, 79—80.) 4. Rohmann, Sozial Frage I, S. 313. Meyer, Ges. d. alt. IV, 2 587, § 613. 5. Hesiod, Erga 189. 6. 7 197—201—斯に aidōs と diē とを説くに比較さるゝや Protégons の aidōs と diē とを説くに比較さるゝや 注目すべき記事である。 7. Plat. Protég. 320. 8. Gesetz, 677—aristot. Polit. II, 1269a. 8. Plat. Protég. 326.

### 六、法(ノモス)の意味

元來人間の定めた法は *Thesmos* と言つた。ドラコンの法の如きはそれであり(1)アテナイの大官に *Thesmothetai* といふは此の法の保護者の謂ひである。之は *Tithemi* 建てるといふ言葉から派生する。人間の制定するものであり、權宜なものである。

り、従つて民族により國家によりそれ々の特色と變化とが豫想される。(2)

又 *Nomos* も法と稱せられるが、ヘシオドスによると、クロノスが人のために *Nomos* を制定したものである。之より人間には正義があり、鳥獸魚介には正義がなく、ために禽獸は相食むといつて居る。(3) *Nomos* は *Nemo* 即ち分つといふ言葉から派生したもので、人間が禽獸と區別さるゝ所以の意味である。即ち *Nomos* は神の定めた法であると同時に、人類全體に通ずる掟である。普遍であると共に恒常なる規範であつた。

然るにソロン以後人間の定めた法律をも *Nomos* と稱した。(4) 恒常不變の法としての *Nomos* が變化不定の法 *Thesmos* と同じ意味に使用さるゝ事になつた。かくて *Thusis* が本義、始原、要素恒常を意味するに對して、*Nomos* は、便宜、約束を意味するに到つた。

かゝる便宜によつて作製されたる法は、容易に破棄し得るものであつた。スキタイの賢者アナカルシスは、ソロンが立法を試みた時に、その無益な事をソロンに告げた。

「かゝる法によつて、市民の貪慾と不正さを制し得るこするは謬見である。かゝる法は蜘蛛の巣の如きもので、偶々之に牽引さるゝ者は、少弱なる者に留まり、強大なる者は破り去るであらう」

と言つて居る。(5)之に對してソロンは「法を守る事が双方に利益である間は守らるべし」と答へて居る。(6)

人の定めたる法は單なる約束であり、便宜にすぎないといふ觀念は、ギリシアに於ては早くから存在して居たのであつて、決して稀有なものではない。五世紀に入つては、ヘロドトスの記述した様な廣い、比較的な、風俗史料が出でて、彌々かゝる觀念を強からしめたと考へられる。

人爲の法と雖も、それが自然の法と軋觸せざる限りは問題ではない。然し人の定めたる法の中には自然の人情と矛盾するものもあるべく、或は時代と共に移りえざるものもあるべく、又或は、種々の私意を混交して制定改正されたるものもあるであらう。かくの如き法は宜しく改正すべきであり實際改正を経たものもあるのである。

即ちソフォクレスの作アンデゴネには、弟ポリニケスの死骸を葬るに國禁を犯して居る。骨肉の情は、人の掟を以て如何とも取締りえざるを示すものである。或はドラコン法の如きは時代に適應するものとして改正されて居り。(6)又僭主ピシストラトスが、自己を中心としてソロン法を改めたる如きは第三の例である。

此の故に、人の作製せる法は、恒常不變のものではなく、時宜によつては變革を免れない筈である。Nomosの權威は斯に輕からざるをえないので



ある。ヒツピアスは曰く、

「法を作つたその人達が、屢々之を拒否し、變更をさへするものを、然るを、法を以て、又之に従ふ事を以て絶對的に重要な事だとは、誰が想像し得るか(7)と。法の權威に關する赤裸々なる反抗である。

(註)

1. Aristoteles, Athenaiōn Politia 7§1. 2. Xenophon, Memo. IV. 4§20. には國に於ては母子相繼の風習とありと Hippias は説き、法の一察ならざるを示して居る。3. Herodot. Degea. 276-278. 4. Aristot. Ath. pol. 7§1. Plutarch. Solon c. 3. 5. クク c. 5. 6. クク c. 17. 7. Xenophon, Mem. IV. 4§14.

### 七. 法の威歴

人の定めた法は恒常でもなく亦不變でもない。五世紀のギリシア世界では實際、法をかく觀じかく取扱つたか。吾々の回答は否定的である。

ヘラクレイトスが、凡べての人間の法は神の法から發育するといつて居る様に(1)法の發生を神

に歸するといふ事は抑も何を意味するか。リクルゴスに於ても、ソロンに於ても、立法の事業は神に關係せしめられる。此の社會心理的事實は、ピョールマンもいへる如く、法の萬能に對する稚拙なる信仰の顯れである。(2)法が社會生活に働きかける方の強大なる事が、やがて之を神乃至國家に歸せらるゝ所以である。かくて國權は國法の形に於いて民族生活の發展を左右し得るものと考へられた。「法は人間生活をよくするだらう」とデモクリトスはいつて居る(3)プラトン達が、理想國の建設に先づ法を建てんとする動機も亦、一つには此の信念に出發する。

「吾々は自由民であつて而も自由ではない。法は之を支配する主人であつて、その臣下から畏怖される事ベルシヤ王の如し。」

とヘロドトスは述べて居る。(4)「法は市の王」であつた(5)法は國民にとつては正しくデスポット

であつた。而して法はかゝる威力を持つと同時に、王と等しく市民によつて擁護された。

法はたこひ不完全であつても之を毀損しえざる國は法が完備して居ても力のない國よりは遙かに好調子にある。

と考へられ、(6)法の變革は出來得る限り之を行はざるを良しと考へたのである。

「人々は法のために戦ふ事、猶ほ城壁のために戦ふが如くでなければならぬ。」

とはヘラクレイトスの言葉である(7)此の言葉に現はれたる精神は、法が一旦成立したる以上は、之を死守すべく之を破壊せんとする力には極力反抗すべきものである事を意味する。法は一つの強力であつて、あらゆる批判と反抗とを拒否するものなりといふのである。換言すれば法は、或意味では發展のないものであり、極めて保守的なものである。ストロームの言を借りれば、法は生命で

はなく、その形體を以て終始する所の調和である(8)

法の強制は單なる理論に留まらなかつた。法の名の下に幾多の壓制が加へられた。例へば、

1、オストラキスマスには抗辯が許されない。

アテナイ人にとつては *atimia* (市民たるの名譽を奪はるゝ事) が、死にも匹敵する程の最大苦痛であつた事を思へば、オストラキスマスは、何といふ人權の蹂躪であつたらうか。

2、四〇六年、アルギヌサイ沖の海戦に、味方の死體收容の任を果たさなかつたといふので、將軍全體は、各個人について審問調査さるゝ事なく、一括して有罪が宣告されたのであつた。實に法の横暴であつた(9)

3、ソクラテスの裁判に見る如く、少數の市民のみの參與する裁判に、死刑を宣告されても控訴する事は許されてない。單に法の不備とのみ言ふ

事は出来なからう。それによつて蒙る市民の不幸は同情に値する。

人爲の法が必ずしも恒常ではないにも關らず、法の名の下に幾多の壓制が加えられた。アテナイ人の功勞者にして、市民の忘恩のために、法の名に於て、晩節の傷けられたる事は歴史的に著しき事實である。(10)

「人々が國家に對する、多くの貢獻の後、彼等は不當にも滅びねばならない。」

と稱せられた。(11) ソクラテスは、自分がかゝる不運なる被害者の最後であらうといふ懸念は毛頭ないど、皮肉を言つて居る。(12)

それは果して市民にとつて、殊に自己の力に目醒めたる市民にとつて耐え得べき事であらうか。反抗が豫期さるべき事ではなからうか。況してや法が不變なものでないならば。

(註)

1. Herakleitos, fr. 114.
2. Pöhlmann, Die Anfänge des Sozialismus in Europa. (Hist. Zeitschrift 79, s. 93.
3. Demokritos fr. 248
4. Herodot. VII 104.
5. Platon, Symposion 196
6. Thukydides III 37
7. Herakleitos fr. 44
8. Stobin, Demos u. Monarch. s. 10.
9. Aristot. Ath. pol. c 34-1 Xenophon, Hellenika 17. Platon, Apologia 32
10. Plutarch, Themistokles 22—23.
11. Plat. gorgias 519
12. 7 a. olog, 28.

## 八、法の否定と主我主義と都市

### 國家の破壊

ソフィストの或者にとつては、法は屈辱、隸屬の道德と考へられた。カリクレスは、不法を蒙るは、不法を加ふるよりもより大なる惡であり、より大なる恥辱であると唱へた。(1)

國法は人爲に出づるもので、恒常でないのみならず、それが不法を加ふるものであるならば、當然之は破壊して好い。否、宜しくかゝる國法は破壊すべきであるといふ。

アルキビアデスは曰く、

眞の愛國者とは、不當に國を追はれたる時に、その國の攻撃を差控える者の謂ではない。熱き情熱を以て、手段を問はず、之を恢復せんことを求むる者である。

ど。(2) 不當に國を追はるれば反抗する。そこにソフィスト的國法否認の宣言が認め得る。彼の言葉には、又極端なる主義主義があり、祖國への愛は影を没して居る。都市國家は没落したと謂つて好い。ソフィストの思想と共に滅びたといつていゝ。

正しく生きんとすれば、出來得る限り、その慾望を満足させなければならぬ。之こそ自然の正義であり、之こそ尊貴な事であると、ソフィストは絶叫するのであつた。(3) 民主政治末期の人々が、法に呪縛された都市生活の破綻を感じる時、自らほとぼしる本能の叫び聲ではないか。愛國心の代りに強き自我がある。ソフィストの思想に據

れば個人は國家以上に價値づけられる。市民生活の目的と個人生活の目的とは全く分離した。

慾望なき者が幸福であるとするならば、木石、死人が最も幸福であらうとソフィストはいふ。(3) 望む所は唯自己の満足であつた。ポイオチアの人プロクセノスは、幼時より大事を志しゴルギアスに就いて學んだ。その志す所は人を支配し名と力と富とを得るにあつた事は嘗つて述べた。(4) テッサリアの人メノンも亦、富と支配力と名とを望んだ。(5) 富と力と名と、それは當時最も希求された所であつた。而してゴルギアスを始めとして、ソフィストが、時代の求むるものを與へ個性の自覺開發に資する所は甚大であつた。然し乍らその求むる所は、富と力と名と、唯それのみであつた。集團的生活については何等の考慮が致されなかつたのである。メノンの如きは、目的のためには手段をも撰ばなかつた。(6) 國法否定、國權

無視の主我主義は唯自己の慾望の充足にのみ没頭した。

デモクリトスは、「法は各人が他人を傷けなければ、自己の信念に従つて生活する事を妨げない」といつて居るが、(ヘク)ソフィストによつて發展させられたる個人的な人世觀は、最早、人をして法の圈内には留まらしめない。生きたがためには法をも蹂躪する。力は正義であり、法は強制し得る限りに於いて、力であるといふトラジマコス思想も出現して来る。法はソフィストにとつては、單に消極的受動的意味しかもたない。彼等にはプラトンの理想とする如き法による國の建設などといふ創造的な意義は存在しなかつた。國法否定から出發して慾望満足の主我主義に到達したソフィストは、反對に又慾望満足の主我主義から國權の無視國法否認の源に還つた。國法の否定と、都市國家の否認と、主我主義との三つは區分し難き一

つの循環であつた。

ソフィストにとつて、より正しく生きる事は、自然に従ふ生活であつた。精神的には主我的であり、肉體的には都市生活を必要としなない。後のディオゲネスの如き *apolites* 都市否定の生活さへ生れて来る。(88)法の人為の故に殊に法の不法の故に之を無視せんとする傾向は極端なる主我主義を伴ひ都市國家の危機を誘致した。ソフィストは此の意味に於て *Polis* の破壊者である。然し乍ら此の場合反對の事實も亦眞であつた。都市國家の自らなる解體は法の威力を失ひ自我の超梁に任せたのであつた。アテナイの民主政治の勢の赴く所都市國家の破壊となり個人の自己満足となつた。ソフィスト出でずとも、何人かよくかく成り行くを防ぎえたであらうか、祖國に限りなき愛着を捧ぐるソクラスさへもが、當時のアテナイに於ては、自己保全のためには、私的生活に入るべく、

公生活は宜しく捨つべきであるを慨歎して居るではないか。(9) ソフィストのみが、此の傾向の煽動者として責任を負ふべきではあるまい。寧ろ彼等は時代の代辯者と言つた方が、より似つかはしくはなからうか。

(註)

1. Plat, Gorgias 482-484.
2. Thukydides VI. 92.
3. Plat. gorg. 492.
4. 前出(一)註15.
5. Xenophon, Anabasis II 6. § 21.
6. 7. 8. 9. II 6 §§ 21-27.
7. Demokritos fr. 246
8. Barchanndt, Griechische Kulturgeschichte III. s. 389.—Diogenes が athenei 市中に人を求めたといふ話に於て、人とは動物と區別する人、倫理的意味における人ではなかつた。その人とは Nicht-Polites だといふ。
9. Plat. apolog. 39-32.

## 九、ソフィストとソクラテス

ソフィストの強烈なる主義主義に對して、及びその論理的必然なる都市生活否定に對して、ソクラテスは反對した。

「過度なる自由は、個人に於ても國家に於ても、過度

なる隷屬に陥れるものである」

とする。(1) 彼の教説には節制が力説される。(2) 社會生活が、人間性の必然より生ずるとなす以上(3) 國家を離れては個人存在の意義も滅しなればならない。「人は本來政治的なるもの」といふ觀點よりすれば、團體生活、政治生活は、人間の負ふべき運命である。人は唯生きるのではない。人が生きることは、より高貴なる生活を生きる事である。人はそのために都市生活を營むのである。而してその社會生活の規範が法であるならば、法は人間生活の創造の指針でなければならぬ。社會生活を營む人間にとつては、法の遵奉は自明の義務である。之がソフィスト反對者の立場であつた。

縦ひ不正が加へられようとも、法の名の下に行はるゝならば之に殉せんとするのがソクラテスである。(4) 法に従はず他國に逃れては、何の顔あつ

て道が説きえよう、法の違犯者を許容する國に法はない。法のない國を誰が喜ぶものぞ(5)それがソクラテスの立場である。

之に對して、ソフィストは、不法を蒙るは不法を加ふるよりもより大なる惡でありより大なる恥辱なりとする。(6)又法の適用は國を逃るれば免れ得るとする。(7)

社會生活を基準とするが故にソクラテスは法を重視する。法は、ソクラテスにとつては、たとひそれが人爲であり權宜の約束であらうとも、それは市民を正と善とに導く所以であつた。(8)法は人間生活に向つて、それが最高價値を發揮すべき、能動的な意義を持つ。法の蹶躑は、人間生活の進展を破壊するものなるが故に、人々が、よりよき市民たるためには、法は死守されねばならない。法については傳統的解釋に従ふ者であつた。

又ソフィストは、他を支配する事を教へるとい

ふ。彼等には服従の義務は説かれない。力ある者は法の圈内に留まるを要しないし、抑壓さるゝ者は、唯自己の拙き力を啣つ他はない。支配的な自己の慾望のみが着眼される。

然しソクラテスにとつては服従は重大なる徳であつた。人にもあれ神にもあれ、優れたる者に從はぬ事、それは惡にして且つ恥辱であつた。(9)同時に又支配者は社會生活の目的を理解する者でなければならぬ。支配者とは單に笏を持つ者を言ふにもあらず、抽籤されたる者をいふのでもない。支配する事を知る者でなければならなかつた。(10)政治生活の意義を知る者でなければならぬ。個性發揮も社會生活のためであり、社會生活を離れて個人はない。

傳統を守るソクラテスの立場は、都市國家の維持と發展とに寄與する所はあつたであらう。然しその立場は偉大なる *griechentum* の批評家をして

結局 *erichentum* を脱却するを得ざらしめた。

ソフィストが個性の自覺と發揮とを説くは好い然し個性が社會生活に向つて有する關聯を無視した。個人的努力の積集が、集團的生活に對して、如何に重大なる意義を有するか。夫を彼等は知らなかつた。ペリクレス時代の粲然たる文化は、個人的努力の輝かしくも積集されたる實例である。

ソフィストは恐らく夫を、單に個性發現の結果とのみ見たであらう。歴史の産んだ過去の堆積は彼等の評價からは取殘されて居た。ペリクレスに對する賞讃と批難の論争を通して、(II)そこに彼等とソクラテスとの間の歴史に對する立場の相違がみえる。法が人の作爲に出でようとも、そこには同じく時代が潜んで居なければならぬ。それをソフィストは無視する。

法に對する論争を顧みて、ソクラテスが歴史尊重主義に立つと言ひ得るならば、ソフィストは反

歴史主義の立場に立つと言ひ得る。ソフィストの此の歴史否定の立場が、都市國家にとつて如何に破壊的であつたか。それは既に一言した所であつて更に之を縷説する必要もあるまい。

傳統を守るソクラテスの立場は、都市國家の維持と發展とに寄與する所はあつたであらう。然しその保守的な立場は *erichentum* の偉大なる批評家をして、結局 *erichentum* を脱却するをえざらしめたのであつた。反歴史的なソフィストの教説は、都市國家の破壊を誘致したには相違ない。然し之と同時に、都市國家に伴ふ迷妄をも併せて打破し去つた事は大に注目しなければならない。それは即ち *erichentum* の破壊であつた。

ソフィストのアルキダマスはゴルギアスの弟子である。彼は言ふ。神は凡てを自由にあらしめた。自然は何人をも奴隸にしなかつた。(12)之はヒッピアスが、自然によれば吾々は皆同胞市民であ



ると呼びかけて居るのと、同じ精神でなければならぬ。斯にソフィストが歴史を無視するギリシア主義を超越する立脚地が表現されて居る。

かゝる人間的な、平等の思想が、可成流布して居た事はアリストテレスに見える。(13)

「他の者は言ふ。主人が奴隷を支配するのは自然に反する。奴隷と主人との別は唯々法によつてのみ存し、自然によらない。『自然』に干渉する事は不正である。

ど。是れソフィスト者流の見解を指したものを思はれる。「完全なる家は、自由民と奴隷とより成る」(12)といふ傳統的な考へ方より論ずれば、奴隷と自由民との別を無視せんとする者は、正に、ギリシアの都市國家の秩序の破壊者でなければならぬ。

かゝる思索の傾向は、然し乍ら、ヘレニスム時代の世界思想の根元であり、キニク派、ストア派の説く所の「自然法」の源流と目すべきである。

實に *erichonum* の久しき因襲よりの解放を意味する。斯にソフィストの絶大なる功獻がある。

(註)

1. Plat, Staat. VIII. 564.
2. Xenophon, Memor. IV. 5 等.
3. Plat, Staat II. 369.
4. Kition 50—51.
5. K, K, 53.
6. 前出(Plat. gorg. 48).
7. Antiphon (Banker に據る)
8. Aristoteles, Politics VI. 1280 a 参照
9. Platon, Apolog. 29.
10. Xenophon, mem. III 9 223—10.
11. Plat. gorg. 515—516
12. Kraest, ges. d. Hellenismus I. s. 84
13. Aristot. Polit. I. 1253b.

## 一〇、結 論

之を要するに、*Nomos* 否定のソフィストの立場は、ペルシア戦後、民衆が政權を獲得せんとする頃、換言すれば、民主的なる立法が舊法に代らんとせる時代には、未だ完全なる地歩を占めなかつた新しき市民にとつては、極めて都合よき代辯者として、又嚮導者として、働きたであらう。

「吾々死すべき人間は、他の諸の學問について、何を

苦んで研究するぞ。それよりは寧ろ人を説得する術を研究せよ。それは實に唯一の、人類の支配者である。

そしてそれを致々して死に到るまで行ひ、之には東修を拂ひ、以て人を説服し、兼ねて、之によつて目的を達し得るではないか。」

どエウリビデスは語つて居る(エ)やがてその思想がペリクレス時代の政治論に滲透した事もツキデイデス八巻の中に明かである。

然し乍ら一旦民主政治が根柢を据えて型が固定するに及んでは、即ち王なる民衆 *demos tyrannos* と呼ばるゝ如く、多數を恃む民衆が、法の名の下に壓制を行はんとするや、國法否定の相對主義に立つソフィストの立場は、甚しく不利なる地位におかれねばならなかつた。新しさを追ふ者として青年を毒するものとして正邪の區別を無視する者として、否難されなければならなかつた。況して五世紀最後の十年における復古的精神横溢し、民

主派も寡頭派も、父祖の法 *Patrios Politia* を復活せんと企圖する時に於ては、超歴史的主張を持つソフィスト者流は、恐らくソクラテス同様人民の敵 *misodemos* と思惟されたに相違ない。ソクラテスの刑せられた時にはソフィストなるソクラテスを倒したといふ讚美の歌があらはれて居る。(2)

彼等の教へた相對主義は、人々に新たな見方を教へて一時は人心の奥底に透徹するかと思はれたが、(3) もろくも反動時代に顛へされてしまつた。徒らに舊信念を破壊し去つたに過ぎないで、新なる建設は次の時代に委ねねばならなかつた。

然し乍ら牢乎として抜き難き *stichonem* の信條を破壊した事はアリストテレスに到るまでの批評家がなほ未だギリシア的偏見より脱しきれないのに對照して極めて注目すべき業績であつた。

彼等の思索の傾向は、當初、自然界の考察より人間の社會に向ひ、事物の真相よりも實生活への

適用を事とした。ギリシア人の生活が政治生活と  
きり離されなかつた如く、彼等の教説も政治論に  
他ならなかつた。彼等は人の法を否定するけれど  
も、之に關聯して、正義につき、徳につき論及す  
る所があつた。殊にプロタゴラスの説によれば、  
正義と羞恥(自尊)とは政治生活の普遍的な心的要  
素として、他の道徳以上に價値づけられて居る。

ソロン以來政治學說の曙光をみたギリシヤの政治  
思想界は、彼等に於て一段の飛躍を示した。徳、  
正義につき、従つて國家についての論述を、全然  
歴史と傳統とによらず、純理的に企圖した事は、  
彼等に始まると言ふべきであり。その相對的見方  
を教へた事と共に、彼等の功績は又不朽である。

徳並びに正義の本質についての考察は、固より  
處世術を本旨とするソフィストの本來の目的では  
なかつたのであるが、而も正義の性質を明かにす  
るために、社會の起源論に遡り、政治生活の意義

を明かに先としたのである。之は四世紀の理想國  
家論の考察への第一歩であつた。(64) 四世紀には  
自然狀態についての相異なる二つの立場から、種  
々の理想國家論が出た。彼等が教説は、現實の政  
治に妥當する實踐法であつたのであるが、同時に  
それは、在るべき政治への進出となつた。殊に好  
んで討論を用ひた事は、政治論の反對學說の出現  
を早めた。吾々はリコフロン(5)の如き社會契約  
説を産み出した事以上に、彼等の與へた數多の刺  
戟の深大なるを思ふ。デュムラーが、ソフィストは  
最初より理想國家論を試みたと言つたのは(6)多  
少の誇張だと吾々は思惟する者である。けれど  
も、アテナイの政體を以て全ギリシヤの模範だと  
考へた迷妄は彼等の辨證によつて破られ、各種理  
想國家論出現の導火線となつた意義を十分理解す  
る必要がある。

プロタゴラスの教説からは、個人的な、自己の

快苦の情を出發點とするキレナイカ學派を産んだ。ゴルギアス、ヒッピアスの教説からは、虚無的な、然し普遍的な、自然を認めたるキニク派が派生した。否、彼等を極力批難したプラトンなほもその理想國家論には多大の反對を含みつゝなほソフィスト的思想に暗示されることは、何といふ皮肉であらうか。(7)

(註)

1. Euripides, *Heikabe*, 425, 814. (Meyer IV, S. 252 による) Euripides の思想に多大の Sophist 的思想の存在する事は Dümmler が *Prolegomena zu Platons Staat* に示して居る。 2. Pöhlmann, *Sokrates u. sein Volk*, s. 101. 3. *Thukydidés* III. § 38 に Kleon は Athenians に向つて傳統を傳へ新説に泥み誰でもが Sophist 雄辯家たらんを欲せざる者なきを歌ひて居る。 4. Arnim, *Die politischen Theorien des Altertums*, cf. s. 22. 5. *Aristot. Pol.* III. 1280 b. 6. Dümmler, *Prolegomena* s. 182. (Kleine Schriften I.) 7. 例へば、純粹に理性のみから理想國家論の建設を企てたる如き、又その教育を過重する如きそれである。

(一九二七年四月版)